

規 則

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第 1 の規則で定める事務を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 4 7 号

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第 1 の規則で定める事務を定める規則等の一部を改正する規則
(草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第 1 の規則で定める事務を定める規則の一部改正)

第 1 条 草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第 1 の規則で定める事務を定める規則 (平成 2 7 年草津市規則第 6 4 号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 第 2 条 《現行どおり》 (1)～(6) 《現行どおり》 (7) 外国人保護に関する通知に基づく生活保護法 第 5 5 条の 5 第 1 項に準じた <u>進学・就職準備給付金</u> の支給の申請の受理、その申請に係る事実 についての審査に関する事務 (8)～(10) 《現行どおり》 第 2 条の 2 ～第 3 条 《現行どおり》 <u>第 4 条 削除</u> 第 5 条～第 1 0 条 《現行どおり》 第 1 1 条 条例別表第 1 の <u>草津市障害老人等福祉助成費助成要綱</u> (昭和 5 8 年草津市告示第 1 1 号。 以下この条において「要綱」という。) による医 療費の助成に関する事務であって規則で定めるも のは、次に掲げるものとする。 (1) 要綱第 4 条の <u>障害老人等福祉助成券</u> の交付の 申請に係る事実についての審査に関する事務 (2) 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 第 2 条 《省略》 (1)～(6) 《省略》 (7) 外国人保護に関する通知に基づく生活保護法 第 5 5 条の 5 第 1 項に準じた <u>進学準備給付金</u> の 支給の申請の受理、その申請に係る事実につい ての審査に関する事務 (8)～(10) 《省略》 第 2 条の 2 ～第 3 条 《省略》 <u>第 4 条 条例別表第 1 の草津市特定不妊治療費助成 金交付要綱 (平成 2 2 年草津市告示第 1 5 3 号。 以下この条において「要綱」という。) による助 成金の交付に関する事務であって規則で定めるも のは、次に掲げるものとする。</u> (1) <u>要綱第 4 条第 1 項の助成の申請に係る事実につ いての審査に関する事務</u> (2) <u>要綱第 5 条の助成金の額の確定に関する事務</u> 第 5 条～第 1 0 条 《省略》 第 1 1 条 条例別表第 1 の <u>草津市重度心身障害老人 等福祉助成費助成要綱</u> (昭和 5 8 年草津市告示第 1 1 号。以下この条において「要綱」という。) による医療費の助成に関する事務であって規則で 定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 要綱第 4 条の <u>重度心身障害老人等福祉助成券</u> の交付の申請に係る事実についての審査に関す る事務 (2) 《省略》

改正後	改正前
第12条～第31条 《現行どおり》 <u>第32条</u> 条例別表第1の市長が機関となる住登外者宛名番号管理機能（本市の住民基本台帳に記録される住民とは別に管理する必要がある個人（以下「住登外者」という。）について、当該住登外者を特定するための番号を付番し、および管理する機能をいう。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものは、住登外者に係る宛名情報の登録または変更に関する事務とする。 <u>第33条～第34条</u> 《現行どおり》 <u>第35条</u> 条例別表第1の教育委員会が機関となる住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものは、住登外者に係る宛名情報の登録または変更に関する事務とする。	第12条～第31条 《省略》 《改正後に新設》 <u>第32条～第33条</u> 《省略》 《改正後に新設》

（草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則の一部改正）

第2条 草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則（平成27年草津市規則第65号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 ア～イ 《現行どおり》 <u>ウ</u> 納税義務者に係る住登外者宛名番号管理機能（本市の住民基本台帳に記録される住民とは別に管理する必要がある個人（以下「住登外者」という。）について、当該住登外者を特定するための番号を付番し、および管理する機能をいう。）による住登外者の宛名の登録または変更に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。） (2) 法第295条第1項第1号の個人の市民税の非課税の範囲に関する事務 納税義務者に係る<u>次に掲げる情報</u> <u>ア</u> 生活保護実施関係情報 <u>イ</u> 外国人に対する生活保護実施関係情報 <u>ウ</u> 住登外者宛名情報 (3) 法第314の2第1項第3号の社会保険料控除の適用に関する事務 納税義務者またはその生計を一にする配偶者その他の親族に<u>係る次に</u>	第1条 《省略》 (1) 《省略》 ア～イ 《省略》 《改正後に新設》 (2) 法第295条第1項第1号の個人の市民税の非課税の範囲に関する事務 納税義務者に係る<u>生活保護実施関係情報または外国人に対する生活保護実施関係情報</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (3) 法第314の2第1項第3号の社会保険料控除の適用に関する事務 納税義務者またはその生計を一にする配偶者その他の親族に<u>介護保険</u>

改正後	改正前
<u>掲げる情報</u> ア 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に規定する保険料および国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）に規定する保険料の徴収に関する情報 イ 住登外者宛名情報 (4) 法第 3 2 3 条の市民税の減免に関する事務 <u>納税義務者に係る次に掲げる情報</u> ア 外国人に対する生活保護実施関係情報 イ 住登外者宛名情報 (5) 法第 3 6 7 条の固定資産税の減免に関する事務 <u>納税義務者に係る次に掲げる情報</u> ア 外国人に対する生活保護実施関係情報 イ 住登外者宛名情報 (6) <u>法第 4 6 3 条の 2 3 の軽自動車税種別割の減免に関する事務 納税義務者に係る次に掲げる情報</u> ア 外国人に対する生活保護実施関係情報 イ 住登外者宛名情報 第 1 条の 2 《現行どおり》 (1) 法第 2 0 条第 1 項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務 <u>教育・保育給付を受けることも同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</u> ア 外国人に対する生活保護実施関係情報 イ 住登外者宛名情報 (2) 法第 2 3 条第 1 項の教育・保育給付認定の変更に関する事務 <u>教育・保育給付を受けることも同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</u> ア 外国人に対する生活保護実施関係情報 イ 住登外者宛名情報 (3) 法第 2 3 条第 4 項の職権による教育・保育給付認定の変更に関する事務 <u>教育・保育給付を受けることも同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</u> ア 外国人に対する生活保護実施関係情報 イ 住登外者宛名情報 (4) 法第 2 4 条第 1 項の教育・保育給付認定の取	<u>法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に規定する保険料および国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）に規定する保険料の徴収に関する情報</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (4) 法第 3 2 3 条の市民税の減免に関する事務 <u>外国人に対する生活保護実施関係情報</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (5) 法第 3 6 7 条の固定資産税の減免に関する事務 <u>外国人に対する生活保護実施関係情報</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (6) <u>法第 4 5 4 条の軽自動車税の減免に関する事務 外国人に対する生活保護実施関係情報</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 第 1 条の 2 《省略》 (1) 法第 2 0 条第 1 項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務 <u>外国人に対する生活保護関係情報</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (2) 法第 2 3 条第 1 項の教育・保育給付認定の変更に関する事務 <u>外国人に対する生活保護関係情報</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (3) 法第 2 3 条第 4 項の職権による教育・保育給付認定の変更に関する事務 <u>外国人に対する生活保護関係情報</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (4) 法第 2 4 条第 1 項の教育・保育給付認定の取

改正後	改正前
消しに関する事務 <u>教育・保育給付を受ける子どもと同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</u> <u>ア 外国人に対する生活保護実施関係情報</u> <u>イ 住登外者宛名情報</u> (5) 草津市預かり保育および延長保育の実施に関する費用徴収条例（平成 27 年草津市条例第 32 号）第 7 条の預かり保育の保育料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 <u>預かり保育を利用する子どもと同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</u> ア 市町村民税に関する情報 イ 生活保護実施関係情報 ウ 外国人に対する生活保護実施関係情報 <u>エ 住登外者宛名情報</u> (6) 草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱（平成 28 年草津市告示第 31 号）第 4 条の申請に係る事実についての審査に関する事務 <u>申請を行う子どもと同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</u> ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人に対する生活保護実施関係情報 <u>ウ 住登外者宛名情報</u> 《改正前を削る》 (7) 法第 30 条の 5 の子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関する事務 <u>子育てのための施設等利用給付を受ける子ども</u>	消しに関する事務 <u>外国人に対する生活保護関係情報</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (5) 草津市預かり保育および延長保育の実施に関する費用徴収条例（平成 27 年草津市条例第 32 号）第 7 条の預かり保育の保育料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア <u>預かり保育を利用する子どもと同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報</u> イ <u>預かり保育を利用する子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</u> ウ <u>預かり保育を利用する子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人に対する生活保護実施関係情報</u> 《改正後に新設》 (6) 草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱（平成 28 年草津市告示第 31 号）第 4 条の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア <u>申請を行う子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</u> イ <u>申請を行う子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人に対する生活保護実施関係情報</u> 《改正後に新設》 (7) 草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成 27 年草津市規則第 45 号）第 8 条第 2 項の利用者負担額の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア 教育・保育給付を受ける子どもと同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 イ 教育・保育給付を受ける子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 ウ 教育・保育給付を受ける子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人に対する生活保護実施関係情報 (8) 法第 30 条の 5 の子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関する事務 <u>外国人に対する生活保護実施関係情報</u>

改正後	改正前
と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 外国人に対する生活保護実施関係情報 イ 住登外者宛名情報 (8) 法第 30 条の 8 第 1 項の施設等利用給付認定の変更に関する事務 <u>子育てのための施設等利用給付を受けることもと同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</u> ア 外国人に対する生活保護実施関係情報 イ 住登外者宛名情報 (9) 法第 30 条の 8 第 4 項の職権による施設等利用給付認定の変更に関する事務 <u>子育てのための施設等利用給付を受けることもと同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</u> ア 外国人に対する生活保護実施関係情報 イ 住登外者宛名情報 (10) 法第 30 条の 9 第 1 項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務 <u>子育てのための施設等利用給付を受けることもと同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</u> ア 外国人に対する生活保護実施関係情報 イ 住登外者宛名情報 第 1 条の 3 条例別表第 2 の草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（昭和 42 年草津市条例第 25 号）による利用者負担額の減免に関する事務であって規則で定めるものは、同条例第 4 条の利用者負担額の減免に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は子どものための教育・保育給付を受けることもと同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。 (1) 市町村民税に関する情報 (2) 生活保護実施関係情報 (3) 外国人に対する生活保護実施関係情報 (4) 住登外者宛名情報 第 2 条 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 ア～シ 《現行どおり》 ス 外国人要保護者等に係る住登外者宛名情報 (2) 外国人保護に関する通知に基づき、生活保護法第 24 条第 3 項の規定に準じて行う保護の開始または同条第 9 項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 <u>前号アからスまでに掲げる情報</u> 第 2 条の 2 条例別表第 2 の草津市産後ケア事業実	《改正後に新設》 《改正後に新設》 (9) 法第 30 条の 8 第 1 項の施設等利用給付認定の変更に関する事務 <u>外国人に対する生活保護実施関係情報</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (10) 法第 30 条の 8 第 4 項の職権による施設等利用給付認定の変更に関する事務 <u>外国人に対する生活保護実施関係情報</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (11) 法第 30 条の 9 第 1 項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務 <u>外国人に対する生活保護実施関係情報</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 第 2 条 《省略》 (1) 《省略》 ア～シ 《省略》 《改正後に新設》 (2) 外国人保護に関する通知に基づき、生活保護法第 24 条第 3 項の規定に準じて行う保護の開始または同条第 9 項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 <u>前号アからシまでに掲げる情報</u> 第 2 条の 2 条例別表第 2 の草津市産後ケア事業実

改正後	改正前
施要綱（平成 28 年草津市告示第 206 号）による産後ケア事業の利用に要する費用の減免に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第 10 条に基づく利用料の減免に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は<u>草津市産後ケア事業を受けた者および当該産後ケア事業を受けた者と同一の世帯に属する者に係る</u>次に掲げる情報とする。 (1) 市町村民税に関する関係情報 (2) 生活保護実施関係情報 (3) 外国人に対する生活保護実施関係情報 (4) 住登外者宛名情報 第 3 条 削除 第 4 条 ≪現行どおり≫ (1) 要綱第 6 条の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る<u>次に掲げる情報</u> ア 市町村民税に関する情報 イ 住登外者宛名情報 (2) ≪現行どおり≫ 第 5 条 条例別表第 2 の草津市予防接種実施要綱（平成 25 年草津市告示第 253 号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第 9 条の予防接種の接種料の免除に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は<u>予防接種を受けた者および当該予防接種を受けた者と同一の世帯に属する者に係る</u>次に掲げる情報とする。	施要綱（平成 28 年草津市告示第 206 号）による産後ケア事業の利用に要する費用の減免に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第 10 条に基づく利用料の減免に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は次に掲げる情報とする。 (1) <u>草津市産後ケア事業を受けた者および当該産後ケア事業を受けた者と同一の世帯に属する者に係る</u>市町村民税に関する関係情報 (2) <u>草津市産後ケア事業を受けた者および当該産後ケア事業を受けた者と同一の世帯に属する者に係る</u>生活保護実施関係情報 (3) <u>草津市産後ケア事業を受けた者および当該産後ケア事業を受けた者と同一の世帯に属する者に係る</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 ≪改正後に新設≫ 第 3 条 条例別表第 2 の草津市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成 22 年草津市告示第 153 号。以下この条において「要綱」という。）による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるものは次の各号に掲げる事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) <u>要綱第 4 条第 1 項の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る市町村民税に関する情報</u> (2) <u>要綱第 5 条の助成金の額の確定に関する事務 前号の情報</u> 第 4 条 ≪省略≫ (1) 要綱第 6 条の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る<u>市町村民税に関する情報</u> ≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫ (2) ≪省略≫ 第 5 条 条例別表第 2 の草津市予防接種実施要綱（平成 25 年草津市告示第 253 号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第 9 条の予防接種の接種料の免除に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

改正後	改正前
する。 (1) 市町村民税に関する情報 (2) 生活保護実施関係情報 (3) 外国人に対する生活保護実施関係情報 (4) 住登外者宛名情報 第 6 条 条例別表第 2 の草津市健康診査受診料徴収規則（昭和 5 8 年草津市規則第 3 7 号）による受診料の徴収に関する事務であって規則で定めるものは同規則第 5 条第 1 項の受診料の免除に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は<u>健康診査を受けた者および当該健康診査を受けた者と同一の世帯に属する者に係る</u>次に掲げる情報とする。 (1) 市町村民税に関する情報 (2) 生活保護実施関係情報 (3) 外国人に対する生活保護実施関係情報 (4) 住登外者宛名情報 第 7 条 条例別表第 2 の草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱（平成 1 8 年草津市告示第 9 7 号）による用具の給付に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第 3 条の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は<u>給付の申請をした者および当該給付の申請をした者と同一の世帯に属する者に係る</u>次に掲げる情報とする。 (1) 市町村民税に関する情報 (2) 生活保護実施関係情報	(1) <u>予防接種を受けた者および当該予防接種を受けた者と同一の世帯に属する者の</u>市町村民税に関する情報 (2) <u>予防接種を受けた者および当該予防接種を受けた者と同一の世帯に属する者の</u>生活保護実施関係情報 (3) <u>予防接種を受けた者および当該予防接種を受けた者と同一の世帯に属する者の</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 《改正後に新設》 第 6 条 条例別表第 2 の草津市健康診査受診料徴収規則（昭和 5 8 年草津市規則第 3 7 号）による受診料の徴収に関する事務であって規則で定めるものは同規則第 5 条第 1 項の受診料の免除に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は次に掲げる情報とする。 (1) <u>健康診査を受けた者および当該健康診査を受けた者と同一の世帯に属する者の</u>市町村民税に関する情報 (2) <u>健康診査を受けた者および当該健康診査を受けた者と同一の世帯に属する者の</u>生活保護実施関係情報 (3) <u>健康診査を受けた者および当該健康診査を受けた者と同一の世帯に属する者の</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 《改正後に新設》 第 7 条 条例別表第 2 の草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱（平成 1 8 年草津市告示第 9 7 号）による用具の給付に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第 3 条の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は次に掲げる情報とする。 (1) <u>給付の申請をした者および当該給付の申請をした者と同一の世帯に属する者の</u>市町村民税に関する情報 (2) <u>給付の申請をした者および当該給付の申請をした者と同一の世帯に属する者の</u>生活保護実施関係情報

改正後	改正前
(3) 外国人に対する生活保護実施関係情報 (4) 住登外者宛名情報 第 8 条 条例別表第 2 の国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるものは国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 2 条第 1 項もしくは第 3 条（これらの規定を同規則第 20 条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格取得の届出または同規則第 11 条、第 12 条もしくは第 13 条第 1 項（これらの規定を同規則第 20 条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は<u>被保険者に係る</u>次に掲げる情報とする。 (1) 生活保護実施関係情報 (2) 外国人に対する生活保護実施関係情報 (3) 住登外者宛名情報 第 9 条 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 ア 助成条例第 2 条第 10 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等（配偶者または民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者のうち主として当該助成対象者の生計を維持するものをいう。以下同じ。）および助成条例第 2 条第 11 号に定める当該助成対象者の保護者に<u>係る</u>市町村民税に関する情報 イ 助成条例第 2 条第 10 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 11 号に定める当該助成対象者の保護者に<u>係る</u>生活保護実施関係情報 ウ 助成条例第 2 条第 10 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 11 号に定める当該助成対象者の保護者に<u>係る</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 エ 助成条例第 2 条第 10 号に定める助成対象者に<u>係る</u>児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する情報（当該助成対象者が同条第 1 号に定める乳幼児である場合に限る。） オ 助成条例第 2 条第 10 号に定める助成対象	(3) <u>給付の申請をした者および当該給付の申請をした者と同一の世帯に属する者の</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 《改正後に新設》 第 8 条 条例別表第 2 の国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるものは国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 2 条第 1 項もしくは第 3 条（これらの規定を同規則第 20 条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格取得の届出または同規則第 11 条、第 12 条もしくは第 13 条第 1 項（これらの規定を同規則第 20 条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は次に掲げる情報とする。 (1) <u>被保険者の</u>生活保護実施関係情報 (2) <u>被保険者の</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 《改正後に新設》 第 9 条 《省略》 (1) 《省略》 ア 助成条例第 2 条第 10 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等（配偶者または民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者のうち主として当該助成対象者の生計を維持するものをいう。以下同じ。）および助成条例第 2 条第 11 号に定める当該助成対象者の保護者の<u>市町村民税に関する情報</u> イ 助成条例第 2 条第 10 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 11 号に定める当該助成対象者の保護者の<u>生活保護実施関係情報</u> ウ 助成条例第 2 条第 10 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 11 号に定める当該助成対象者の保護者の<u>外国人に対する生活保護実施関係情報</u> エ 助成条例第 2 条第 10 号に定める助成対象者の<u>児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する情報</u>（当該助成対象者が同条第 1 号に定める乳幼児である場合に限る。） オ 助成条例第 2 条第 10 号に定める助成対象

改正後	改正前
者に<u>係る</u>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（当該助成対象者が同条第 4 号に定める母子家庭の母等および児童または同条第 5 号に定める父子家庭の父等および児童である場合に限る。） カ 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 1 1 号に定める当該助成対象者の保護者に<u>係る</u>国民健康保険法および高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付の支給および保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付実施関係情報」という。） キ 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 1 1 号に定める当該助成対象者の保護者に<u>係る</u>健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）による保険給付の資格者等に関する情報、船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）による保険給付の資格者等に関する情報、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）に関する保険給付の資格者等に関する情報、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）に関する保険給付の資格者等に関する情報、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）に関する保険給付の資格者等に関する情報、国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報もしくは高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報（以下これらを「健康保険法等資格者等関係情報」という。） ク 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 1 1 号に定める当該助成対象者の保護者に<u>係る</u>住登外者宛名情報 (2) 《現行どおり》 ア 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 1 1 号に定める当該助成対象者の保護者に<u>係る</u>市町村民税に関する情報 イ 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 1 1 号に定める当該助成対象者の保護者に<u>係る</u>生活保護実施関係情報	者の<u>児童扶養手当法</u>による児童扶養手当の支給に関する情報（当該助成対象者が同条第 4 号に定める母子家庭の母等および児童または同条第 5 号に定める父子家庭の父等および児童である場合に限る。） カ 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 1 1 号に定める当該助成対象者の保護者の<u>国民健康保険法</u>および高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付の支給および保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付実施関係情報」という。） キ 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 1 1 号に定める当該助成対象者の保護者の<u>健康保険法</u>（大正 1 1 年法律第 7 0 号）による保険給付の資格者等に関する情報、船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）による保険給付の資格者等に関する情報、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）に関する保険給付の資格者等に関する情報、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）に関する保険給付の資格者等に関する情報、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）に関する保険給付の資格者等に関する情報、国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報もしくは高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報（以下これらを「健康保険法等資格者等関係情報」という。） 《改正後に新設》 (2) 《省略》 ア 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 1 1 号に定める当該助成対象者の保護者の<u>市町村民税</u>に関する情報 イ 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 1 1 号に定める当該助成対象者の保護者の<u>生活保護実施関係情報</u>